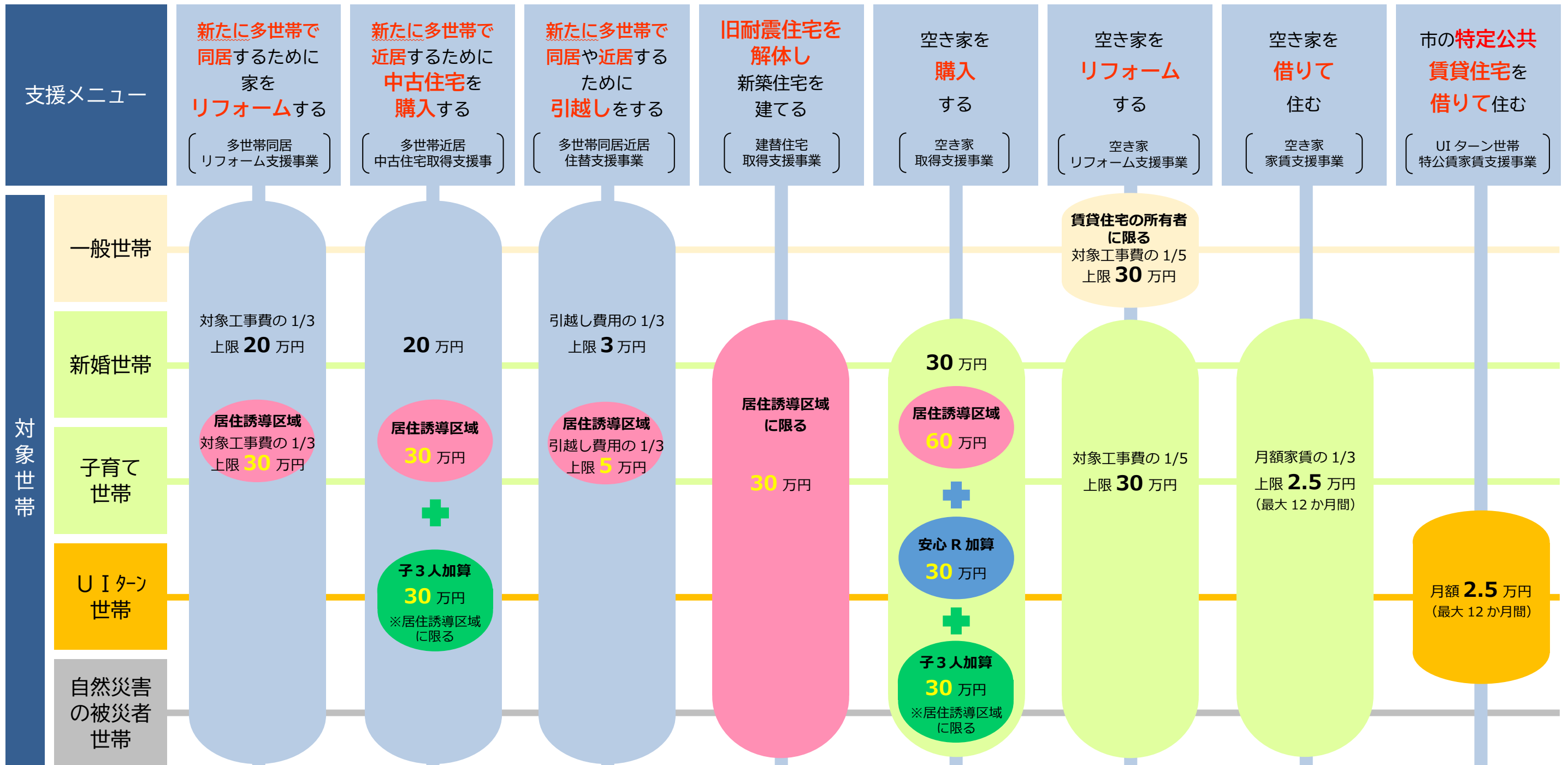


多世帯での同居・近居や空き家の利活用を支援します！

令和7年度 ふくいの住まい支援事業

福井市住宅政策課

※すべての事業において、事業着手（契約）前の申請 が必要です。



新婚世帯 …入籍後5年以内の夫婦を含む世帯。／子育て世帯 …18歳になる年度までの子を含む世帯。

U・Iターン世帯 …県内に転入する直前の住所が、連続して3年以上県外に有する者を含む世帯。(新規卒業者、転勤等の転入を除く。)

自然災害の被災者世帯 …自然災害に起因する災害証明書(災害発生から2年を経過しないもの)の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯。

旧耐震住宅 …1981(昭和56)年5月31日までに着工または建築された一戸建て住宅。／中古住宅 …建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅。

居住誘導区域 …福井市立地適正化計画で定める区域。区域の確認は都市計画課(0776-20-5450)までお問合せください。